Energia

報 道 資 料

平成15年10月3日
中国電力株式会社

島根原子力発電所における原子炉定格熱出力一定運転導入に伴う発電設備の健全性評価書の提出について

当社は，本日，経済産業省原子力安全・保安院の通達「定格熱出力一定運転を実施する原子力発電設備に関する保安上の取扱いについて」（平成13年12月17日付）に基づき，島根原子力発電所1，2号機における「定格熱出力一定運転実施に伴う発電設備の健全性評価書」を経済産業省原子力安全・保安院に提出しました。

原子炉定格熱出力一定運転の導入にあたっては，平成15年8月28日に「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に基づき，島根県および鹿島町に事前了解の申し入れを行っておりましたが，10月2日に両自治体から当社の計画について了解する旨の回答をいただいたことから，このたび健全性評価書を国へ提出したものです。

今後，国により健全性評価書の内容が確認された後，準備が整い次第，順次，原子炉定格熱出力一定運転に移行する予定です。

以上

添付資料 「発電設備の健全性評価の概要」

添付資料

発電設備の健全性評価の概要

原子炉定格熱出力一定運転の導入に先立ち，導入した場合に推定される最大の電気出力を上回る条件のもとで，次の3項目について発電設備の健全性評価を行いました。

1．蒸気タービン損傷に伴う原子炉施設への影響評価

蒸気タービン速度調整装置が故障した場合の蒸気タービン回転速度を評価した結果，蒸気タービンの損傷評価条件としている回転速度まで上昇しないとの評価結果が得られたことから，従来の蒸気タービン損傷による原子炉施設の安全性評価結果(1号機は，平成7年の定期安全レビューでの評価結果，2号機は，昭和58年の原子炉設置変更許可申請での評価結果)は変更する必要がないことを確認しました。

2．蒸気タービン設備の健全性評価

蒸気タービンを構成する機器についての強度評価とタービンの回転数を制御する速度調整装置についての能力評価を行い，安全上問題のないことを確認しました。

3．電気設備の健全性評価

発電機および主変圧器は，運転制限範囲内で運転するため，安全上問題のないことを確認しました。

以上